

ライフ特約

本特約は、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が運営・提供する共通ポイントプログラム「dポイント」（以下、単に「共通ポイントプログラム」といいます。）の参加企業である株式会社ライフコーポレーション（以下、「ライフ」といいます。）が、ライフの店舗における特約会員及び利用者の共通ポイントプログラムのご利用等について定めるものです。

なお、ライフの店舗であっても共通ポイントプログラムをご利用いただけない店舗がある場合がありますので、あらかじめご了承ください。（以下、共通ポイントプログラムをご利用いただけるライフの店舗を「対象店舗」といいます。）

本特約に定めのない事項及び本特約に別段の定めがなく用いられる用語は、ドコモが定めるdポイントクラブ会員規約（dポイントクラブ特約、その他付随するガイドライン、規定等を含みます。以下、同じ。）の定めるところによるものとします。また、本特約とdポイントクラブ会員規約とが相違する事項については、本特約が優先して適用されるものとします。

第1条（dポイントの進呈）

- 1 特約会員及び利用者が対象店舗でdポイントカードもしくはモバイルdポイントカード（以下、「dポイントカード等」といいます。）をご提示のうえ、商品またはサービス（以下「商品等」といいます。）をご購入またはご利用（以下、「ご購入等」といいます。）した際に、レジにて現金、クレジットカード、商品券・ギフト券、その他ライフが指定するお支払い方法（対象店舗で利用可能なものに限ります。）によりお支払をされた場合、本条にしたがってライフから特約会員に対し、dポイントが進呈されます。なお、株式会社ライフフィナンシャルサービスが提供する電子マネーであるLaCuCa及びLCカードによるお支払いの場合にはdポイントは進呈されません。（代ってライフポイントサービスによるポイントが加算されます。）また、dポイントカード等をご提示いただけない場合及びレジでの支払精算終了後にご提示された場合にもdポイントは進呈されません。
- 2 前項により進呈されるdポイントは、お支払額に応じて進呈されるものとし、対象店舗においてdポイントカード等をご提示された上での商品等のお買上1回につき、ご購入等代金200円（税抜き）あたり1ポイントが進呈されます。
ただし、タバコ、商品券、ギフト券、切手、はがき、収入印紙、各種チケット、回数券、ごみ収集券、配達料、宅配運賃、箱代、お直し代、店頭販売、自動販売機、コピー機、テナント、その他ライフが指定する商品等のご購入等にあたってはdポイントが進呈されません。
- 3 特約会員及び利用者は、共通ポイントプログラムのご利用にあたっては、1回のご購

入等代金を分割して決済しdポイントの分割進呈を受けたり、共通ポイントプログラムとライフポイントサービス等の他のポイントサービスを併用してサービスの提供を受けることはできません。また、本特約第2条に基づきdポイントをご購入等代金にご利用した場合又は他のポイントサービスのポイントをご利用した場合、ポイントを利用した代金分についてはdポイント進呈の対象とはなりません。

- 4 ご購入等代金のうち 200 円（税抜き）未満の金額についてはdポイント計算にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。
- 5 特約会員及び利用者をご購入等した商品等を返品された場合には、既に進呈されたdポイントは取り消されます。
- 6 対象店舗において進呈されるdポイントの内容は、対象店舗の店頭等で特約会員及び利用者に告知したうえで変更することがあります。

第2条（dポイントの利用）

- 1 特約会員及び利用者は対象店舗のレジでdポイントカード等を提示することにより、dポイントを1ポイントあたり1円相当としてご購入等代金のお支払いに充当（以下「利用」といいます。）することができます。ただし、一部の商品等（商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他当社が別途定める一部商品）の代金お支払いには、dポイントのご利用はできません。また、共通ポイントプログラムとライフポイントサービス等の他のポイントサービスを併用して利用すること等はできません。
- 2 ご購入等代金の全額をdポイントの利用によってお支払いされた商品等の返品を行う場合にはご購入代金の全額を現金でお返しいたします。ご購入等代金の一部にdポイントを利用し、残額を現金等他の決済方法にてご購入し、その後一部または全部の商品の返品を行う事由が発生した場合には、ご購入店舗での返品処理の際に、dポイント以外の現金等他の決済方法にてお支払いいただいた分を優先してお返しし、その後にdポイントの利用によりお支払いされた額をお返しする必要がある場合には、当該金額については現金でお返しいたします。

本項の場合においては、特約会員及び利用者が利用されたdポイントは返却されません。また、返品可能な商品等には制限がありますので対象店舗におたずねください。

- 3 特約会員が保有するdポイントの換金及びdポイントによるお支払の取消し等はありません。

第3条（免責事項等）

- 1 共通ポイントプログラムはドコモが運営・管理し、dポイントを発行しています。このため、ライフは、特約会員に対してdポイントが進呈された後は、共通ポイントプログラムの提供について、特約会員又は利用者が対象店舗で商品等を返品した際に進呈されたdポイントが取り消される場合を除き、なんらの義務及び責任を負いません。

2 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ライフの委託先（ドコモを含みます。以下、同じ。）の責に帰すべき事由がある場合、ライフもしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ライフが直接外部から認識し得ない事情がある場合、またはやむを得ない事情がある場合に、ライフの業務等が停止したときは、ライフはその責を負いません。また共通ポイントプログラムの変更・停止・廃止等がなされた結果損害が生じた場合であっても、ライフはその責を負わないことをあらかじめご了承願います。

第4条（個人情報の収集・利用・提供・預託に関する同意）

- 1 特約会員及び利用者は、特約会員及び利用者が対象店舗でdポイントカード等をご提示のうえ商品等をご購入等した際のご購入等の内容をライフが収集し、dポイントクラブ特約第21条第3項の定めに基づきライフがドコモに提供すること、ならびに当該情報とdポイントクラブ特約第23条の定めに基づきドコモからライフが提供を受けた情報を照合したうえで、dポイントクラブ特約第23条に定める提供目的のために利用することあらかじめ同意するものとします。
- 2 特約会員及び利用者は、ライフが前項に定める目的のために必要な業務をライフが指定する第三者に委託及び預託することをあらかじめ承認するものとします。

第5条（本特約の変更・中止）

- 1 本特約の内容変更は、ライフの運営するウェブサイトに掲示して利用者及び特約会員に告知したうえで変更することができるものとします。
- 2 ライフは、ドコモが共通ポイントプログラムの提供を継続しているか否かにかかわらず、対象店舗の店頭への掲示等の当社が適当と判断する方法にて特約会員及び利用者に告知したうえで、特約会員及び利用者の事前の承諾を得ることなく、共通ポイントプログラムへの参加を終了することができるものとします。

施行日：平成30年5月29日

株式会社ライフコーポレーション

住所：東京都台東区台東1-2-16